

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

元気都市柳井農村再生プラン

2 地域再生計画の作成主体の名称

山口県、柳井市

3 地域再生計画の区域

柳井市の全域

4 地域再生計画の目標

柳井市は、山口県南東部に位置し、瀬戸内海国立公園に指定された美しい海岸や豊かな緑、史跡や歴史的町並みなど、豊富な地域資源を有し、近年では、県の花き振興の拠点施設である「やまぐちフラワーランド」の開園(平成18年4月)等ともあいまって、観光・交流人口も大幅に増加している地域である。

本地域の農業は、水稻を始めとする土地利用型の農作物の栽培が中心であるが、近年では、温暖・多照な気候を活かした花き、野菜などの施設園芸の取組や、特定農業法人による集落営農など、県下でも先導的な農業が展開されている。

一方、市内には、道路の整備が遅れており、通勤や通学などの日常生活に支障を来している地域や、農地が小区画・不整形で、排水も悪く、営農に支障を来している地域なども、未だ多く残されており、こうした地域では、全国的に進行する高齢化等により、過疎化の進行や、農地の耕作放棄地化、また、集落機能の崩壊等も危惧されている。

こうした状況を踏まえ、本地域再生計画では、生活道等の整備による「交通の円滑化」、耕作放棄地の解消による「美しい農村」の再生に加え、農水産物を作って売るだけでなく、加工等によりブランド化し、付加価値を加えて販売する「一次産業の高度化(6次産業化)」を、総合的かつ一体的に推進することにより、地域を活性化させ、元気都市柳井の農村再生を図っていくこととする。

(目標1) 交通の円滑化

- ・周辺部から市街地への交通の円滑化

(神代や大島から市街地へのアクセス時間：現況30分→25分に短縮)

(目標2) 美しい農村の再生

- ・耕作放棄地の解消 (5ha)

(目標3) 一次産業の高度化(6次産業化)

- ・柳井の農水産物のブランドの確立 (5品目)

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

元気都市柳井の農村再生を図るため、交通の円滑化、美しい農村の再生、一次産業の高度

化（6次産業化）を一体的に進める。

具体的には、交通の円滑化については、「周辺部」と「市街地」を結ぶ「広域農道柳井大島」の整備や、地域住民の日常生活に密着した「市道坂本線」の拡幅工事などを集中的に実施し、農道と市道による効率的な道路ネットワークを構築する。

美しい農村の再生については、耕作放棄地も含めた農地を特定農業法人などに集積し、水稲と大豆、麦、園芸作物を組み合わせた効率的な営農が行えるよう、暗渠排水等の導入と併せたほ場整備を、日積、伊保庄、阿月地域などで進める。

また、既存の朝市や直売所の連携促進などによる地産地消ネットワークの構築を図るとともに、柳井地域で生まれる商品が、地域間競争に勝ち抜けるよう、柳井ブランドを確立し、一次産業の高度化（6次産業化）を進める。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

①道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続等を了している。なお整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・ 市 道：道路法に規定する市道に昭和56年4月1日に認定済み。
- ・ 広域農道：事業計画については、土地改良法に基づく手続を行い、平成18年1月30日に確定している。

[施設の種類（事業区域）、実施主体]

- ・ 市 道（柳井市） 柳井市
- ・ 広域農道（柳井市） 山口県

[事業期間]

- ・ 市道（平成22～24年度）、広域農道（平成22～25年度）

[整備量及び事業費]

- ・ 市道0.2km、広域農道5.0km
- ・ 総事業費 2,150,000千円（うち交付金 1,075,000千円）
（内訳）市道 50,000千円（うち交付金 25,000千円）
広域農道 2,100,000千円（うち交付金 1,050,000千円）

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置による取組

該当無し

5-3-2 地域再生基本方針に基づく支援措置によらない取組

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「元気都市柳井農村再生プラン」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

(1) 国営緊急農地再編整備事業（国）

汎用化を前提とした基盤整備を行い農業生産性の強化を図るとともに、耕作放棄地の

解消を行い、農地を農業経営体に集積する。

(2) 農道保全対策事業（山口県）

老朽化した基幹農道の保全対策を行う。

(3) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（山口県）

基幹農道に関連する道路や水路を整備し、利便性の向上と住環境の改善を図る。

(4) 単県農山漁村整備事業（柳井市、柳井市土地改良区）

地域に密着したきめ細やかな農道や水路等の整備を行い、農業生産性の向上を図る。

(5) 後地和田線道路改良事業（柳井市）

中心市街地（JR柳井駅）と柳井ウェルネスパーク、やまぐちフラワーランドを結ぶ道路の路線改良を行い、各交流施設へのアクセス性を強化する。

(6) 強い農業づくり交付金（農業協同組合）

作物の乾燥調製施設や収穫機など、多彩な産地育成に必要な資本装備の導入を図る。

(7) 農地・水・環境保全向上対策（地域住民）

農業者や地域住民などが協働して、農道、水路などの農業用施設の保全管理や、生態系保全、景観形成などの農村環境を保全する協働活動を実施する。また、化学農薬や化学肥料を50%以上低減した営農活動に取り組むなど、農業生産の基礎的な資源である農地・農業用水などの保全を行う。

6 計画期間

平成22年度～25年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い、状況を把握するとともに、関係機関等で構成する「田布施農林事務所地域再生計画等評価協議会」（仮称）を開催し、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし